

## 第30回 定例農業委員会総会議事録（第24期）

1 日 時 令和4年12月23日（金）9時15分～9時36分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

### 3 出席委員（11名出席）

①久保 秀幸 ②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一  
⑤栢 幸三 ⑥田嶋 輝男 ⑦高原 熊夫 ⑧尻無濱 俊幸  
⑩樫八重 玲子 ⑪白濱 和利 ⑫石坂 務

### 出席農地利用最適化推進委員（7人出席）

○辻 喜久男 ○竹原 長政 ○小田 新一 ○山口 幸春 ○尾上 進  
○白肌 正 ○石原 岩雄

### 4 欠席委員

なし

### 5 議事日程

議案第59号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について  
議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第62号 非農地証明願いについて  
議案第63号 農用地利用集積計画について

### 6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 園田 豊（事務局長）  
鍋藤 雄太（管理係長）  
岩崎 展幸（管理係）  
川畑 幸博（管理係）  
奥 裕太（管理係）  
○農政課 京田 雄哉（農政管理係）

議長 (石坂 務)

おはようございます。只今、現在11名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。  
これより第30回定例農業委員会総会を開会します。

議長 (石坂 務)

**日程第1, 議事録署名委員の指名**ですが、議長において、10番樫八重玲子委員、11番白濱和利委員を指名いたします。

議長 (石坂 務)

**日程第2, 会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、第30回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (石坂 務)

**日程第3, 諸報告**であります。

私は、12月5日鹿児島市において、常設審議委員会及び鹿児島県農業会議臨時総会、並びに常設審議委員情報交換会が開催され、私が出席しました。

以上で報告を終わりますが、皆さま方からありましたら、その他のところで報告をお願いします。

議長 (石坂 務)

**日程第4 議案第59号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について**を議題といたします。但し11番白濱和利委員が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

おはようございます。それでは議案第59号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和4年第12号についてご説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

次に議事参与分を審議いたしますので、11番白濱和利委員は退席をお願いします。

(11番白濱和利委員退席)

議長 (石坂 務)

それでは農政課に説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

それでは議事参与分について、ご説明いたします。

(資料にて説明)

説明は以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

11番白濱和利委員の着席を認めます。

(11番白濱和利委員着席)

議長 (石坂 務)

日程第5 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (奥 裕太)

それでは、議案第60号についてご説明いたします。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が1件です。

整理番号1について、譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、受贈です。譲受人は、年間150日程度農業に従事される予定であり、また申請地では夫とともに甘藷を耕作される計画です。また、労働力、通作距離等の許可要件をすべて満たしております。なお、本件は、所有権移転の贈与になります。

つきましては、議案書に記載してあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

5番委員 (柁 幸三)

議案第60号にかかる調査は、12月9日に、4番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

いずれの申請人も農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。

したがって、調査結果は許可相当であります。以上で報告を終わります。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長（石坂 務）

日程第6 議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（岩崎 展幸）

議案第61号について、説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、2件です。

整理番号1の案件は、一般住宅への転用を目的とする所有権移転です。申請地は、市役所三笠支所から北〇〇キロメートルの位置にあります。申請譲受人は、本市に居住されている〇〇 〇〇氏です。譲受人は、現在借家住まいであり、手狭であることから、自己居住用の一般住宅を建築するため本件を申請されました。申請地は整地が行われ、一般住宅として利用されます。申請地の面積は一般住宅の面積500㎡を超過していますが、このことについて申請譲受人から、申請地の入口が狭く、急勾配になっていることから入口を拡張し、勾配を緩くするため、宅地部分として利用できる転用面積が500㎡以下になるとの理由書が提出されております。申請地の排水処理は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号2の案件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所三笠支所から北北東〇〇キロメートルの位置にあります。申請譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は、現在、借家に住んでいますが、通勤や買い物に便利なことから、申請地に住宅を建築するため本件を申請されました。申請地の排水について、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

以上で説明を終わります。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

4番委員（園田 勇一）

議案第61号に係る調査結果について、報告します。調査は、12月9日に、5番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。申請地は、東側は畑、北側及び南側は宅地、西側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、擁壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号2の案件について報告します。申請地は、東側及び南側は雑種地、北側は原野、西側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、境界にブロック壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

以上です。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

**日程第7 議案第62号 非農地証明願いについて**を議題といたします。本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがって、本件については非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

**日程第8 議案第63号 農用地利用集積計画について**を議題といたします。但し11番白濱和利委員が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分を先に審議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第63号令和4年農用地利用集積計画書第12号について説明させていただきます。

なお、本計画書の公告年月日は、令和4年12月28日となります。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 (石坂 務)  
事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。質疑ないですか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)  
質疑なしと認めます。お諮りいたします。  
ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)  
異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)  
次に議事参与分を審議いたしますので、11番白濱和利委員は退席を願います。  
(11番白濱和利委員退席)

議長 (石坂 務)  
それでは事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)  
それでは、引き続き説明をさせていただきます。  
(議案資料にて説明)  
以上、ご審議のほどよろしくお願います。

議長 (石坂 務)  
事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。質疑ないですか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)  
質疑なしと認めます。お諮りいたします。  
ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)  
異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。11番白濱和利委員の着席を認めます。  
(11番白濱和利委員着席)

議長 (石坂 務)

以上で提案された議案については全て終了いたしました。それでは、その他について皆さん方の報告などがありましたらお願いします。

委員 ~なしの声あり~

議長 (石坂 務)

事務局はありませんか。

事務局 (鍋藤 雄太)

ございません。

議長 (石坂 務)

それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時36分

議事録署名日

年

月

日

農業委員会会長

-----

議事録署名人

-----

議事録署名人

-----

書

記

-----